

議 事 日 程

令和6年12月24日(火)

午後2時開議

諸般報告

- 日程第1 第77号議案 令和6年度福井県一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 第78号議案 令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 第79号議案 令和6年度福井県病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第4 第80号議案 令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算(第1号)
- 日程第5 第81号議案 令和6年度福井県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第6 第82号議案 令和6年度福井県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)
- 日程第7 第83号議案 令和6年度福井県臨海下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第8 第84号議案 福井県手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 第85号議案 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 第86号議案 福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例の制定について
- 日程第11 第87号議案 福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第12 第88号議案 公立大学法人福井県立大学に対する出資について
- 日程第13 第89号議案 公立大学法人福井県立大学定款の一部変更について
- 日程第14 第90号議案 公立大学法人福井県立大学中期目標(第四期)の制定について
- 日程第15 第91号議案 指定管理者の指定について
- 日程第16 第92号議案 指定管理者の指定について
- 日程第17 第93号議案 指定管理者の指定について
- 日程第18 第94号議案 県有財産の無償貸付けの変更について
- 日程第19 第95号議案 福井県防災情報ネットワーク次世代衛星通信設備整備工事請負契約の締結について
- 日程第20 第96号議案 道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第21 第97号議案 道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第22 第98号議案 令和7年度当せん金付証票の発売について
- 日程第23 第99号議案 専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度福井県一般会計補正予算(第3号))
- 日程第24 第100号議案 専決処分につき承認を求めることについて(訴えの提起について)
- 日程第25 第101号議案 令和6年度福井県一般会計補正予算(第5号)
- 日程第26 請願第6号 子どもたちの通学路の防犯対策や交通安全対策に関する請願
- 日程第27 請願第7号 学校生活の安全・安心と教育の質の維持のため、教職員の未配置解消に関する請願
- 日程第28 請願第8号 教育・福祉・医療など様々な分野が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支援する体制づくりに関する請願
- 日程第29 予算決算特別委員会の中間報告について
- 日程第30 福井県選挙管理委員会委員および同補充員の選挙について
- 日程第31 第102号議案 福井県教育委員会委員任命の同意について
- 日程第32 第103号議案 福井県教育委員会委員任命の同意について
- 日程第33 第104号議案 福井県収用委員会委員および予備委員任命の同意について
- 日程第34 発議第18号 福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例(案)
- 日程第35 発議第19号 福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 日程第36 議員の辞職について

令和6年12月13日

福井県議会議長
宮本 俊 様

総務教育常任委員会
委員長 小堀 友廣

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第84号議案	福井県手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第85号議案	福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について	原案可決
第88号議案	公立大学法人福井県立大学に対する出資について	原案可決
第89号議案	公立大学法人福井県立大学定款の一部変更について	原案可決
第90号議案	公立大学法人福井県立大学中期目標(第四期)の制定について	原案可決
第91号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第98号議案	令和7年度当せん金付証票の発売について	原案可決
第99号議案	専決処分につき承認を求めることについて(令和6年度福井県一般会計補正予算(第3号))	原案可決

令和6年12月16日

福井県議会議長
宮本 俊 様

厚生常任委員会
委員長 力野 豊

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第94号議案	県有財産の無償貸付けの変更について	原案可決
第95号議案	福井県防災情報ネットワーク次世代衛星通信設備整備工事請負契約の締結について	原案可決
第100号議案	専決処分につき承認を求めることについて(訴えの提起について)	原案可決

令和6年12月13日

福井県議会議長
宮本 俊 様

産業常任委員会
委員長 山浦 光一郎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第86号議案	福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例の制定について	原案可決

令和6年12月16日

福井県議会議長
宮本 俊 様

土木警察常任委員会
委員長 田中 三津彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第87号議案	福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
第92号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第93号議案	指定管理者の指定について	原案可決
第96号議案	道路改良工事請負契約の締結について	原案可決
第97号議案	道路改良工事請負契約の締結について	原案可決

令和6年12月19日

福井県議会議長
宮本 俊 様

予算決算特別委員会
委員長 畑 孝幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

(知事提出議案)

議案番号	件名	審査の結果
第77号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算(第4号)	原案可決
第78号議案	令和6年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第79号議案	令和6年度福井県病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第80号議案	令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第81号議案	令和6年度福井県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第82号議案	令和6年度福井県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第83号議案	令和6年度福井県臨海下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第101号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算(第5号)	原案可決

令和6年12月13日

福井県議会議長
宮本 俊 様

総務教育常任委員会
委員長 小堀 友廣

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条及び第93条第1項の規定により報告します。

記

請願 番号	件 名	審査結果	経過および 結果の報告
請願第6号	子どもたちの通学路の防犯対策や交通安全対策に関する 請願	採択	要
請願第7号	学校生活の安全・安心と教育の質の維持のため、教職員の 未配置解消に関する請願	採択	要

令和6年12月16日

福井県議会議長
宮本 俊 様

厚生常任委員会
委員長 力野 豊

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条及び第93条第1項の規定により報告します。

記

請願 番号	件 名	審査結果	経過および 結果の報告
請願第8号	教育・福祉・医療など様々な分野が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支援する体制づくりに関する請願	採択	要

予算決算特別委員会審査報告書

1 審査期日および場所

令和6年12月19日（木） 全員協議会室

2 出席委員

畑孝幸委員長 外 33 名

3 付議事件審査の概要

本委員会は、付議事件である「一般会計、特別会計および事業会計の予算に係る議案に関する事」、「県財政の運営上および県政上の重要な案件」について審査を行った。その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

(1) 原子力政策について

関西電力の使用済燃料対策ロードマップについて、実効性を検証するための十分な議論が必要と考えるがどうかとただしたところ、「関西電力から、今年13日、再処理工場の暫定操業計画が出たことを受けて、実効性があると自信を持って言えるものを今年度のできるだけ早い時期に示すとの説明があった。県としては必要な搬出容量が確保できる、実効性のある方策をしっかりと示すように言っている。その実効性については、県議会や立地町、原子力環境安全管理協議会等の意見をいただきながら、厳正に判断していきたい。県議会でも十分に議論いただけるよう、国と関西電力には2月議会前には示すように強く求めている」との答弁があった。

また、エネルギー価格の高騰、カーボンニュートラル電源への需要増を踏まえ、原子力の必要性が見直されている中で、廃炉に20年以上、建設にも20年はかかるため、リプレースや新增設にすぐにも取りかからなければならない。最新の原子炉に置き換えることは立地地域の安全、安心につながることから、リプレースや新增設への県の考え方をただしたところ、「次世代革新炉については、国が次期エネルギー基本計画の原案に示した機能強化などによってどの程度安全性が向上するのか、万一の事故による影響をどこまで抑えられるのか、また、革新炉の開発や設置をどう具体化していくのかといったことについて、国が責任を持って明らかにしていく必要がある。また、立地地域としては安全第一で、そのための投資や人材育成が重要だと認識しており、建設に20年以上もかかると言われているため、国に対しては2040年の断面だけ見るのではなく、2050年以降もどのような原子力発電の姿を描くのか、引き続き明確にするように求めていく」との答弁があった。

(2) 北陸新幹線の整備促進について

京都や大阪、関西地域における機運醸成を図るため、国は北陸新幹線の重要性や関西圏の経済発展について、鉄道・運輸機構は地下水や残土の処分などの技術的なことについて、JR西日本は京都ルートを主張する理由について、それぞれが京都や大阪、関西地域において新聞広告、テレビCMなどを発信することを求めてはどうかとただしたところ、「小浜・京都ルートの整備促進については関西地域での機運醸成が重要であり、どんな状況にあるのか、科学的に見てどうなるのかなどを知ることが安心につながっていくことから、国や鉄道・運輸機構、JRに対して、しっかりと情報発信をするように申し上げている。また、京都などから示された地下水や財源、残土などの様々な課題に対して、先日の与党整備委員会で北陸新幹線沿線の皆さんへの手厚い説明を求めるとともに、国策新幹線の部分は国費で負担するように申し上げた。さらに、福井県や北陸同盟会としても、これまでの活動に加えて、SNSでの動画活用など新たなアイデアも含めて、しっかりと役割を担っていきたい」との答弁があった。

(3) 北陸新幹線の開業効果について

北陸新幹線の開業効果は様々な指標に現れているが、この効果を実感できていない県民が多いと感じるため、観光誘客を除き、県民にとってどのような効果をもたらしたのか。また、今後もっと効果を出すべきものはあるのかとただしたところ、「新幹線が開業して首都圏と直通になったことで、福井がよく知られるようになった。また、路線価・地価が上

昇して投資が次から次へと連鎖を始めているとともに、ホテルや飲食店等の誘致も続いている。さらに、交通系ＩＣカードの導入やハピラインふくいの増便など利便性の向上も実感いただいている。結果として、幸福実感調査でも全国トップクラスに躍進し、県民の皆さんのマインドが前向きになった。このほか、県内事業所に対するアンケートでも開業効果を実感していると回答した事業所も多く、实体经济にも大きな効果が出ていると考えている。一方で、開業効果が全県に行き渡っていないという声もあることから、人流や消費動向などのデータ分析を基に次の手を考えて人や投資を呼び込み、地域や事業者が前向きに捉えて活動するという動きにつなげていきたい」との答弁があった。

(4) 福井アリーナ構想について

アリーナ構想について半年から１年程度先送りされたことを受けて、構想の実現に向けた知事の思いについて改めてただしたところ、「事業費や地域の理解などの課題を解決し、やるときにやらないとアリーナはできないと強く感じている。今回は計画が遅れるという話であるが、ただだらと遅れないようにしていくことが重要である。また、福井ぐらいの街の規模で完全に民設民営でやっていくのは難しく、本来なら公設公営のところを民間がやろうとしているので、我々も一員となって応援していく。県議会や市とよく相談しながら、必ず実現するという決意で臨んでいきたい」との答弁があった。

(5) ハピラインふくいについて

ハピラインふくいが公表したダイヤ改正によると、関西、中京方面の乗換時間の短縮が期待できる。今回のダイヤ改正は利用者や地域の声をくみ取ったものと考えているが、今回のダイヤ改正で利用者の声に応えられた部分と応えられていない課題への認識と今後の改善に向けた対応についてただしたところ、「敦賀駅でのＪＲ乗換えや福井駅の夕方時間帯の混雑への改善を求める声を多くいただいたことから、来年３月のダイヤ改正では日中時間帯の敦賀－福井間を増便するとともに、夕方の福井駅発列車を２両から４両編成にする。快速列車の増便を望む声も一部あったが、今回の福井－敦賀間の増便はより多くの方に利用してもらえよう、普通列車での運行を予定している。今後も利用者の声をよく聞き、一人でも多くの方にとって利便性の高いダイヤにするため、いろんな情報を整理しながら検討を進めたい」との答弁があった。

(6) 商店街のにぎわい創出について

商店街組合に加入する組合員の減少や組合解散がまちなかのにぎわい創出に与える影響と商店街のにぎわい創出に向けた今後の方針についてただしたところ、「商店街組合はアーケードの整備や販促活動の実施によりにぎわいをつくってきたが、組合員の数が減り、商店街組合がなくなることで販促活動をしなくなり、さらに客が来なくなって経営が苦しくなるという悪循環に陥っている。一方で、新幹線開業を契機に商店街を活性化させようという動きもある。こういった機会に投資をして好循環を生み出したり、県都まちなか再生ファンド事業を生かして人の流れが出てきたりする形もあるため、基本的には市や町を中心に県内の商店街をうまく活性化できる方法を一緒になって考えていきたい」との答弁があった。

このほか、データセンターの誘致、ＳＤＧｓの取組、夜間中学校の設置、災害時の孤立予想集落への対策、子どもホスピスへの支援、インバウンド増加策と海外との交流強化、県内のインフラ整備、耐震診断および改修など広範多岐にわたり、理事者の見解と対応をただした。

以上のとおり、中間報告する。

令和６年１２月２４日

福井県議会議長 宮本 俊 様

予算決算特別委員会委員長 畑 孝幸

発議第 18 号

(件名)

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 山岸 猛夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

細川 かをり

山岸 みつる

西本 恵一

福井県条例第 号

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等の不支給に関する条例（案）

（長期欠席議員に係る議員報酬の不支給）

第1条 福井県議会の議員（以下「議員」という。）が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議および委員会の全てを欠席（福井県議会議員の議員報酬等の支給の停止等に関する条例（平成23年福井県条例第32号）第1条第1項に規定する拘束期間に係る欠席を除く。）することをいう。以下同じ。）をしたときは、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号。以下「議員報酬等条例」という。）第2条第1項および第8条の規定にかかわらず、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 公務上の災害または通勤による災害
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者であること。
- (3) 出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から産後8週間以内であること。
- (4) 負傷または疾病の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が特にやむを得ない事由であると認めるもの

2 前項本文の規定は、当該議員が、議員報酬を支給しないこととされた月以後に会議または委員会に出席した日（以下「出席日」という。）の属する月以降の議員報酬については、これを適用しない。この場合において、出席日の属する月に支給する議員報酬については、議員報酬等条例第8条の規定にかかわらず、出席日の翌日から起算して20日以内に支給するものとする。

（長期欠席議員に係る期末手当の特例）

第2条 議員が長期欠席し、前条第1項本文の規定が適用された場合の期末手当の額は、議員報酬等条例第2条の2第1項の規定にかかわらず、同条第2項の規定により算出された額から、当該額に基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）前6月以内の期間における前条第1項本文の規定により議員報酬が支給されなかった月数を当該基準日前6月以内の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福井県議会議員の長期欠席に係る議員報酬等について必要な事項を定める必要があるため、この案を提出する。

発議第 19 号

(件名)

福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

福井県議会議長 宮本 俊 様

提出者 福井県議会議員 山岸 猛夫

賛成者 福井県議会議員 北川 博規

細川 かをり

山岸 みつる

西本 恵一

福井県条例第 号

福井県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会議員の政治倫理に関する条例（平成19年福井県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（政治倫理規準）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人および地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>（請負等に関する制限）</p> <p>第4条 議員は、<u>法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等（営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体をいう。以下同じ。）が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（以下「県等」という。）に対する請負（業として行う工事の完成もしくは作業その他の役務の給付または物件の納入その他の取引で県等が対価の支払いをすべきものをいう。）をする者となることを辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) 議員が役員（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役またはこれらに準ずべき者、支配人および清算人をいう。）をしている企業等</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 議員が顧問料その他の報酬を受領している企業等</p>	<p>（政治倫理規準）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 国もしくは地方公共団体の公務員または関係団体（国または地方公共団体がそれぞれまたは合計で資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人および地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員もしくは職員に対し、議員の権限または地位による影響力を及ぼすことにより、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>（請負等に関する制限）</p> <p>第4条 議員は、<u>地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる企業等が、県および県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人の発注する工事等の請負および業務委託の契約を辞退することを求めるなど、県民に疑念を抱かせることのないよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) 議員、その配偶者または2親等以内の親族が役員をしている企業等</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

請負等に関する制限の見直しに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。